

里山の整備に 交付金を活用できます

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
(国庫補助事業) 概要



地域の身近な里山林の多面的機能の発揮や山村地域の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む地域住民等で構成する活動組織の活動を支援します。



宮崎県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
(宮崎県森林林業協会内)

里山林活性化による 多面的機能発揮対策交付金 対象活動と支援単価

活動への支援

対象となる森林において3年間の活動計画を立てた際に、各年度に行う支援対象の作業に係る人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋などの安全装具、なた・のこぎりなどの消耗品、委託料、印刷費などに対して、定額で支援します。

メインメニュー



地域活動型（森林資源活用）

地域住民等が連携した里山林の整備と森林資源の活用を支援します！

【交付単価(年・ha当たり)】

初年度120,000円、2年目116,000円、3年目112,000円

【対象となる活動】

雑草木の刈払い・集積・処理・利用、落ち葉掻き、簡易な歩道・作業道の開設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理・利用、土留め等の簡易な柵の設置、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査、安全講習など

放置された里山林を手入れして多面的機能を維持・発揮させたい

里山林の整備を通じて得られた森林資源を活かしたい



地域活動型（竹林資源活用）

地域住民等が連携した竹林整備等と竹林資源の活用を支援します！

【交付単価(年・ha当たり)】

初年度332,000円、2年目304,000円、3年目276,000円

【対象となる活動】

地域活動型(森林資源活用)で対象となる活動に加えて、竹の伐採・搬出・処理・利用など

放棄された竹林の整備や里山林にまで広がった竹や笹を除去したい

竹林整備を通じて得られた竹等を活かしたい



複業実践型

本格的な森林資源の活用の実践を支援します！

【交付単価(年・ha当たり)】

初年度191,000円、2年目176,000円、3年目162,000円

【対象となる活動】

地域活動型(森林資源活用)で対象となる活動に加えて、間伐木等の伐採・運搬・処理など

活用されていない里山林の木材資源を本格的に活用したい

複業の1つとして里山林を活用したい



**機能強化**

【交付単価(年・m当たり)】最大800円

【対象となる作業】

主に重機を用いた歩道・作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、これらの活動に必要な森林調査など

**活動推進**

【交付単価(年当たり)】最大38,000円

【対象となる作業】

現地確認(林況、境界など)、活動計画の検討・実施に係る調整・研修など

**関係人口創出・維持**

【交付単価(年当たり)】最大50,000円

【対象となる作業】

構成員以外の地域外関係者の作業参加に係る調整、受け入れのための現地環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回りなど

**資機材支援**

活動の実施に必要な資機材の購入・設置に対して、1/2以内(一部1/3以内)の範囲で支援します。

【例】刈払機、チェーンソー、ウインチ、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵など構築物の資材、林内作業車*、薪割り機*、薪ストーブ*、炭焼き小屋*など(*は1/3以内の支援)

≧ 支援を受ける際の注意点 ≦**地域住民、森林所有者など、地域の実情に応じた方(3名以上)で構成される活動組織の設立が必要です。**

- ・個人だけでなく地域の自治会やNPO法人などの団体が活動組織の構成員となることもできるほか、3名以上で構成されていれば団体が活動組織となることが出来ます。(複業実践型に限り、活動組織は法人格を有している必要があります。)
 - ・活動組織を設立する際は、規約の制定や、通帳の作成などが必要となります。
- また、原則として活動する森林と同一の都道府県内に事務所が設置されている必要があります。

**支援対象となる活動を行う森林は、活動を行う時点で森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林です。**

- ・活動する森林は1か所で0.1ha以上である必要があります。
- ・活動を行う森林の所有者との協定などが必要です。

**申請時に、3年間の活動計画を記した活動計画書を提出していただきます。**

- ・活動森林への支援は最大で3年間です。
- ・活動組織名、事務所所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容などを記載した活動計画書を提出していただきます。

**毎年度の安全研修など及びモニタリング調査の実施が必要です。**

- ・年1回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習の実施、モニタリング調査(活動計画で目標とした里山林の姿に近づいているか、毎年度の活動終了後に行う調査)の実施及び報告が必要です。

**各メニューには採択要件があります。**

- ・上記のほか、各メニューには採択にあたって要件があります。
- ・詳しくは本交付金の交付等要綱及び実施要領をご覧ください。お問い合わせ先までお尋ねください。

交付金の申請から報告までの主な流れ

事前準備

活動組織の設立

参加者を募り、どのような森づくりや活動をしたいか話し合います。

活動森林の決定

森林所有者の同意を得て協定を結びます。
活動地が本交付金の要件を満たすか確認します。

地域協議会へ申請

実施要領に沿った内容で3年間の活動計画書を作成します。申請に必要な書類は林野庁・当協議会のホームページからダウンロードできます。

【事前相談】

地域協議会に交付金を使いたい旨を事前に相談し、
下記の書類作成等についてアドバイスをもらいます。

〈提出書類〉

- ・活動組織規約
- ・協定書
- ・採択申請書
- ・活動計画書
- ・森林計画図 など

交付金採択決定

活動実施

活動の実施、モニタリング調査実施

活動計画書に基づき活動を開始します。
目標達成度を調査するためモニタリング調査
(森林の状態を把握する初回調査、活動の効果を確認する年次調査)などを行います。

活動記録の保存

【活動実施】

活動に必要な安全講習会などについて地域協議会等に相談したり、
モニタリング調査等の指導を受けます。

報告

活動実績のとりまとめ・活動記録の保存

実施状況報告書を提出します。
1年目・2年目の活動組織は、次年度の活動に向けて、活動計画書の見直し等を検討します。

交付金活動の完了

【最終報告】

その年の作業終了後、活動記録等を地域協議会へ提出します(事前に内容を確認するようにしましょう)。

〈お問い合わせ先〉

詳細については、

(公社)宮崎県森林林業協会 (☎0985-27-7682)

までご相談ください。

(公社)宮崎県森林林業協会HP (<https://www.m-forest-a.or.jp>)

ひなた
ゼロカーボン
2050